

不動産売却情報のご案内

令和 8 年 3 月 15 日



〒 907 - 0022

住 所 沖縄県石垣市字大川572番地
きいやまハイツ1階東

General real estate consultant



名 称 株式会社 オフィス石垣

担当者 松岡 哲士

電話番号 0980 - 82 - 3317

FAX 0980 - 87 - 7580

MAIL office@yaeyamaocean.com



物件の表示（土地）

所在地	石垣市字新川奈良佐1695番17・1704番1 以上2筆		
地 目	原野		
地 積	公簿 6,199.13 坪	坪単価 104,853 円＝	650,000,000 円
現 状	建物なし（更地）		

物件の表示（建物）

所在地	建物なし（更地）		
種 類		構造	
床面積	公簿	m ²	坪
現 状			

1. 公簿・現状有姿取引とします。
2. 2001年までグランドゴルフ場ーキャンプ場として運営されていた土地で、20年以上放置されていたので雑木が繁茂しているが、もともとの地勢は緩やかで南側石垣市道に広い間口で接する。
海まで約50m、敷地の上側からも海は遠望できる。
近隣には「ホテルコンド VIVOVIVA 石垣島」「石垣島ビーチホテルサンシャイン」「オーシャンフロントヴィラ石垣島」などのリゾートホテルが連立する石垣島随一のリゾートホテルエリア。
3. 730交差点まで約5Km／車で10分の立地。
4. 農振除外地
5. 当社専任コンサル物件。
6. 物件の南側接面道路は富崎に至る石垣市の主幹道「石垣市道観音堂線（幅員約13m）」に間口が約25m接面する。
※付近の土地相場と比較して近隣最廉価

※このご案内書は宅地建物取引業法に規定する「重要事項説明書」ではありません。物件の詳細など、本案内書の内容で分かりにくいことがあれば担当者までご照会ください。 当社HP：<http://yaeyamaocean.com/estate/>

時局観音堂

FLOAT

Ocean Front Villa
Ishigakijima...

Lanikai Resort

ホテルコンド VIVIVA 石垣島

★所在地

石垣島ビーチホテルサンシャイン



- ① 平成13年（2001年）現地がキャンプ場だった頃の写真です。その後閉業したため現況は雑木に覆われていますが、**地盤は当時のままで、山側に向かって緩やかな傾斜地で造成は手軽**です
- ② 敷地の上部からは海や竹富島が遠望できます



南側接面道路は石垣市道観音堂線（幅員約13m）この道路を渡って海まで約50m

敷地は市街地から富崎方面に向かう「石垣市道観音堂線（幅員約13m）」に広く接します



石垣市道観音堂線

平成13年（2001年）当時の敷地入口



↑ 南側接面道路 / 石垣市道観音堂線（幅員約13m）

平成13年（2001年）当時の敷地点景 傾斜は極めて緩やか



平成13年（2001年）当時の敷地点景



2026年現況 敷地の東側道路（幅員 4m 強）



物件

物件東側接面道路 石垣市道
幅員 4m強

2026年現況 雑木が繁茂



2026年現況 海側（南側）は雑木が繁茂するもその傾斜は緩やか



旧キャンプ場跡





2026/02/02 13:57 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年4月24日	不動産番号	3604000131755
地図番号	R4 21、31	筆界特定	余白		
所 在	石垣市字新川奈良佐				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1695番17	畑	18138:		余白	
余白	余白	18338:		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和52年1月17日〕	
余白	余白	余白	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年4月24日	
余白	原野	余白	:	②年月日不詳地目変更 〔令和6年11月7日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和47年6月1日 第4440号	原因 昭和47年5月5日売買 所有者 石垣市字大川225番地 福 本 秋 語 順位1番の登記を移記
2	所有権移転請求権仮登記	昭和47年6月1日 第4441号	原因 昭和47年5月7日売買予約 権利者 広島県広島市立町5番2号 林 金 章 順位2番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
付記1号	2番所有権移転請求権の移転	平成24年2月23日 第893号	原因 昭和63年7月30日相続 権利者 広島市東区戸坂桜東町7番11号 持分6分の3 林 秀 子 広島市東区戸坂桜東町7番11号 6分の1 林 章 代 東京都江東区豊洲四丁目9番13-623号 6分の1 林 節 理 広島市東区戸坂桜東町7番11号 6分の1 林 辰 章
付記2号	2番所有権移転請求権の林秀子持分 全部移転	平成24年2月23日 第894号	原因 平成20年6月28日相続 権利者 広島市東区戸坂桜東町7番11号 持分6分の1 林 章 代 東京都江東区豊洲四丁目9番13-623号 6分の1 林 節 理 広島市東区戸坂桜東町7番11号 6分の1 林 辰 章
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年4月24日
3	2番仮登記抹消	平成24年2月23日 第895号	原因 平成24年1月31日合意解除

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2026/02/02 16:45 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年4月24日	不動産番号	3604000131891
地図番号	R4 21、31	筆界特定	余白		
所 在	石垣市字新川奈良佐				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1704番1	原野	5074:		余白	
余白	余白	5721:		③錯誤 国土調査による成果 〔昭和52年1月17日〕	
余白	余白	余白	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年4月24日	
余白	余白	2155:		③1704番1、1704番2、1704番3 に分筆 〔平成21年10月13日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和36年4月27日 第1642号	原因 昭和36年4月25日売買 所有者 石垣市字新川2423番地 慶世村清鐵 順位1番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成18年4月24日
2	所有権移転	令和1年10月11日 第3597号	原因 平成15年10月13日相続 所有者 沖縄県浦添市字前田262番地4 慶世村清記
3	所有権移転	令和1年11月5日 第3844号	原因 令和1年11月5日売買 所有者 沖縄県石垣市字大川225番地 福本秋語

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



様式第3号(第6条関係)

証 明 書

住所 石垣市字大川572番地きいやまハイツ1階東

氏名 オフィス大分行政書士事務所 藤元 梢 様

令和8年2月3日付け、証明願いがありました土地について、添付された登記事項を台帳と照査した結果、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づいて策定された農業振興地域整備計画のうち、以下のとおり、農用地利用計画に係る農用地区域「内・外」であることを証明します。

記

土地の表示(石垣市)

整理番号第98号

大字	小字	地番		地目	地積(m ²)	区域内面積(m ²)	区域外面積(m ²)	証明区分
新川	奈良佐	1695	17	畑	18338		18,338.00	農用地区域外
新川	奈良佐	1704	1	原野	2155		2,155.00	農用地区域外
以下余白								

※証明区分中の農用地区域外には農振地域外も含まれます。

令和8年2月3日

石垣市長 中山 義隆

